

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和2年8月7日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
19番 太田 廣之	

4、欠席した委員は次のとおりです。

18番 岩井 三郎

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 上村 篤司
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請（知事権限）に係る意見について
議案第3号	非農地証明交付申請の承認について
議案第4号	令和2年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出の受理について
報告第3号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

1 番 井澤 茂治

3 番 松尾 清敏

9、閉会の日時

令和2年8月7日午後2時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第8回農業委員会総会を開催させていただきますが、本総会は農業委員と推進委員がそろって初めての総会になりますので開会に先立ちまして、委員の自己紹介を行いたいと思います。

議席順に委員種別、地区名及びお名前を、また、一言あれば付け加えていただいてもかまいませんのでよろしくお願いします。

[委員自己紹介]

議長 ありがとうございます。
続きまして、事務局の紹介よろしくお願いします。

[事務局紹介]

議長 ありがとうございます。
では総会を開会します。
ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。
また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。
委員の皆様方におかれましては、連日の猛暑の中での農作業でお疲れもあることと存じますが、第8回農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
本日の署名委員は、1番井澤茂治委員、3番松尾清敏委員のお二人にお願いします。
それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局、議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。1番でございます。
[提案説明]
場所については次ページの地図のとおりでございます。
本件の譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。
また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。
したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。
以上、よろしくお願いいたします。

議長 1番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、藤村委員から補足説明をお願いします。

藤 村 5 番、藤村です。
ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、7月30日、上村局長と申請の
ありました現地を確認しました。
現地は農地として適正に管理されており、作物は水稻でした。今後も適正な管理が見
込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、議案について審議をお願いいたします。何か異議ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については許可するこ
とに決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。
事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてでご
ざいます。
3ページをお開きください。1番でございます。

[提案説明]

場所については4ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、中山
間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等
で、第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地
への営農に支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 現地については、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておりますので、補足説
明をお願いします。

田 中 10番、田中です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、7月31日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農用外の調整区域で、北側は太陽光発電に南側は資材置き場に転用されており、その間の場所となります。

鉄スクラップの置場となることから排水が心配されますが、オイルトラップを設置し京都府の指導に従って汚水処理を行うとなっており、問題がないものと思います。

隣接地への影響もなく、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、議案について審議をお願いいたします。何か異議ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、を議題とします。事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、でございます。
5ページをお開きください。1番、2番でございます。

[提案説明]

場所については次ページの地図のとおりです。

5ページに戻っていただきまして、3番でございます。

[提案説明]

場所については7ページの地図のとおりです。

議 長 議案第3号の1番及び2番は、私が地区担当委員として現地確認を行っておりますので、補足説明をいたします。

7月30日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

1番の天神久保24番地及び2番の二ノ谷55番地は、20年以上前から周りの山林と同化し原野となっており、農地への復旧も困難であり、やむを得ないものと考えております。

地元担当委員としては非農地として認定して問題ないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 続きまして3番は、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤 村 5番、藤村です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、7月30日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は現在農業用倉庫が建っております。

平成4年に建設がされ、税が課税がされており、税務課の評価証明が資料として添付されております。

農地への復旧も困難であり、やむを得ないものと考えております。

地元担当委員としては、非農地として認定して問題ないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご質問等々ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号については承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号、令和2年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について、を議題とします。

1番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、議案第4号、令和2年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

次ページ、1番でございます。

[提案説明]

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第4号1番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第4号1番の計画については決
定いたしました。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。
井澤委員にお伝えします。議案第2号1番は決定いたしました。

議 長 続きまして、2番から4番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは9ページに戻っていただき2番でございます。

〔 提案説明 〕

場所については14ページの地図のとおりです。

続きまして9ページに戻っていただき3番でございます。

〔 提案説明 〕

場所については次16ページの地図のとおりです。

10ページに戻っていただき4番でございます。

〔 提案説明 〕

場所については18ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促
進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 それでは本件について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、2番から4番についての計画に賛成の方の挙手をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第4号、2番から4番についての計画は決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。事務局より報告願います。

事務局 19ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。小作解約でございます。

[内容報告]

場所については先程の議案第1号の2ページをご覧ください。同じところですので。

議 長 質問等ございませんでしょうか。

議 長 なければ報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。事務局より報告願います。

事務局 20ページをお開きください。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

[内容報告]

場所については次ページ21ページの地図のとおりです。

議 長 専決処理しました件ですが、質問等ございませんでしょうか。

議 長 なければ報告第2号を終わります。

議 長 報告第3号、田から畑への変更計画届について、でございます。事務局より報告願います。

事務局 それでは22ページをお開きください。報告第3号、田から畑への変更計画届について、でございます。

1番でございます。

[内容報告]

位置図については1、2、3同じになっていますので先に報告します。

2番でございます。

[内容報告]

3番でございます。

[内容報告]

場所については次の23ページの地図のとおりです。以上です。

議 長 何か質問等ございませんか。

議 長 はい、どうぞ。

田 中 10番、田中です。

田が畑に地目変更されるのは、何かメリットがあるんですか。

事務局 田と畑の大きな違いは、畦があるかないかということになります。

ですから、田で畑の作物を作っても問題ない話で皆さん畑を作っておられますが、その際に、土を入れて造成して畦がなくなると畑になりますので、地目を畑に変更しなければなりません。

ただ、畦を残すと田を畑として使っているだけになるので地目変更の必要はありません。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 なければ、報告第3号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

9月2日（水曜日）午後1時30分から開催したいと思います、皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を9月2日（水曜日）午後1時30分からと決定いたします。後日、開催については文書で通知いたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分